第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［**第一節～第四節の四**　略］

第四節の五　八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備

第四十九条の七　八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する単向通信方式又は同報通信方式であること。

二　変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

三　搬送波の周波数は、八五五MHzを超え八六〇MHz以下であること。

四　送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は、一ミリ秒（一〇サブフレームを一フレームとする。）であること。

五　等価等方輻射電力は、五七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第四節の十一　特定小電力無線局の無線設備

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～五　略］

五の二　八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

ハ　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の制御により通信を行うこと。

ニ　送信装置の空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、単位チャネル（中心周波数が八四七MHz以上八五四MHz以下の周波数のうち八四七MHzに一MHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が一MHzのチャネルをいう。以下この号及び第四十九条の三十七において同じ。）のうち中心周波数が八五四MHzのものを含む構成の無線チャネルを使用する場合は、二〇ミリワット以下であること。

ホ　送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合はその超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、二六デシベル以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

第四章　［同上］

［**第一節～第四節の四**　同上］

第四節の五　削除

第四十九条の七　削除

第四節の十一　［同上］

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　［同上］

［一～五　同上］

［新設］